

宅地建物取引士資格登録移転申請手続について

手順	申請者	登録 している 都道府県	移転先 の 都道府県	申請書類の内容と手続等
1	○ →			<p>登録移転を希望する者は、次の①～④の書類等を現に登録されている都道府県に提出します。</p> <p>※ 移転申請を行うに当たり、氏名・住所・本籍・勤務先の変更を申請していない場合、登録移転申請と同時に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請」の手続を行う必要があります。</p> <p>① 宅地建物取引士資格登録移転申請書 2部</p> <p>※ うち1部は、所定の欄に移転先都道府県の収入証紙8,000円を貼付してください。(注1)</p> <p>② 在職(就労)証明書又は移転先においても宅建業に従事する旨の誓約書 2部</p> <p>③ 宅地建物取引士証交付申請書 1部</p> <p>※ 現在、宅地建物取引士証の交付を受けている方は、同時に提出します。</p> <p>※ 所定の欄に、移転先都道府県の収入証紙4,500円を貼付してください。(注1)</p> <p>④ 写真</p> <p>※ 写真は、①に2枚、③に1枚、宅地建物取引士証作成用の1枚の計4枚が必要となります。(注2)</p>
2		○ →		登録移転申請書を受理した都道府県は、上記①～④の書類等を確認した後、移転先都道府県に送付します。
3	← ○		○	ア 移転先都道府県は、書類を審査し、申請者にその結果を通知します。(注3)
		← ○	○	イ 移転先都道府県は、審査の結果について、これまで登録していた都道府県に通知します。

(注1) 移転先都道府県によっては、収入証紙以外の納付方法によるものもありますので、その取扱いについて申請前に移転先の都道府県にご確認ください。

(注2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmのカラー写真となりますが、詳細は移転先の都道府県までご確認ください。

(注3) 移転先での新たな宅地建物取引士証については、登録移転処理後に手続きしますので、後日、申請者に交付されます。